



3) 第3種郵便物認可 2019年(令和元年)5月23日(22日発行)

国会議員らの毛髪検査で 発がん性「農薬」体内残留 検出7割の驚愕



米国では「発がん性」訴訟で3度も敗訴 (ABACA/ニュースコム/共同通信イメージズ)

発がん性の疑いがある。山田正彦元農相が共
農薬「グリホサート」を 同代表を務める「アトッ
どれくらい摂取している クス・プロジェクト・シ
のか」。国会議員らの「ヤパン」(DPJ)がき
毛髪を使って検査したと のう(21日)、参院議員

かした。
旧米モンサント(現在
は独バイエルが買収)の
除草剤「ラウンドアップ」
に含まれるグリホサート
について、世界保健機関
(WHO)の下部組織「国
際がん研究機関」が、毒
性や発がん性の懸念があ
るとしている。欧州など
海外では使用禁止や規制
強化に動いているのに、
日本は2017年12月、
残留基準が大幅に緩和さ
れ、小麦は改正前の6倍、
ソバは150倍に引き上
げられた。「1000円シ
のた。

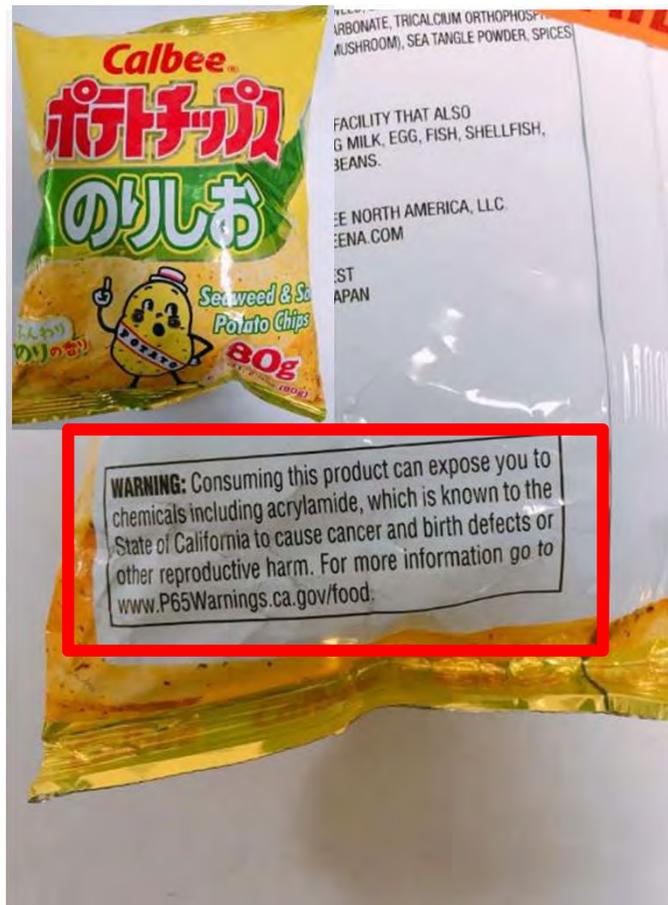
△両方検出▽4人
△グリホサート▽4人
△AMPA▽11人
△検出せず▽9人
28人中、実に7割にあ
たる19人から検出された

トを含む除草剤がたく
さん並ぶ。
DPJはきのう、日本
のグリホサート漬け
の実態を探るため、「検
査プロジェクト」を立ち
上げ、広く参加を呼びか
けたのだが、それに先立
って、国会議員23人を含
む28人分の毛髪を仏の機
関で検査した結果を発表
した。グリホサートか、
グリホサートが分解して
できるAMPAが検出さ
れれば、グリホサートが
体内に存在していたこと
になる。

今週の「週末
ダービー」
東京京都
オール競馬の
スパッと抜
16ベツは最新
役立つ情報
「獲千金」の成力者

参院副代表で、DPJ
顧問の木村一樹田純子氏
は「検査を受けた国会議
員は、有機野菜を積極的
に食べるなど食の安全へ
の意識が高い人たち。そ
れで、この割合での検出た

アメリカのダイソーで販売されているポテトチップス



警告：揚げたジャガイモ（ポテトチップスなどの）には、発がん性や、先天性欠陥、そのほかの生殖系への悪影響を引き起こすことが知られている、アクリルアミドという化学物質が含まれています。

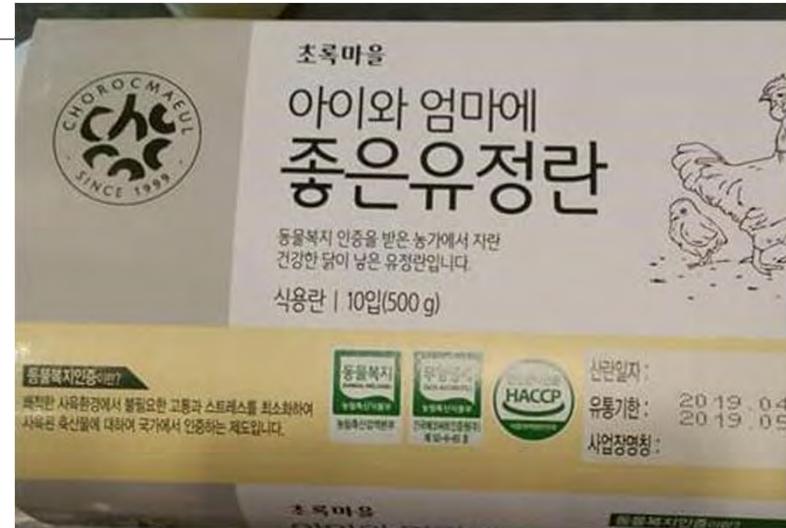
日本の粉ミルクに含まれる 遺伝子組換え原材料

Yukijirushi	Yukijirushi	Morinaga	Meiji	Wakodo	Icreo
					
大豆油 菜種油 デキストリン ブドウ糖 その他	大豆油 レシチン 菜種油 デキストリン ブドウ糖 その他	デキストリン	大豆油 レシチン 大豆たんぱく 菜種油 デキストリン ブドウ糖 その他	レシチン	レシチン デキストリン ブドウ糖 その他

たねと食とひと@フォーラム <http://nongmseed.jp/?p=1543>



韓国のスーパーでもオーガニックコーナーが広く、NonGMO・アニマルウェルフェアの食品が並んでいる



韓国ではほとんどの小中高の学校給食が無償かつ、有機栽培の食材に



2020年9月25日学校給食を 有機食材にする全国集会



世界の流れは有機・自然栽培及び非遺伝子組み換え農産物が主流に

- 米国では2016年から遺伝子組換え農産物は頭打ちで、現在は年に10%の割合でオーガニックの生産が伸びている
- EUでは、年に7%の割合で有機/自然栽培の農産物が増えている
- ロシアは2014年から本格的に有機栽培に取り組み、2016年に上院下院の法律でもって遺伝子組換え農産物の栽培を禁止し、かつ一切の輸入も禁止するに至っている
- 中国は2017年に遺伝子組換え農産物の輸入を禁止、国内栽培も禁止している。ただ米中貿易摩擦で飼料用だけは2019年になって一部解禁したものの、この間有機農業は急速に伸びて、今や作付面積はアメリカを追い抜いている
- 韓国は有機農業を目指し、ラウンドアップの使用を禁止、かつネオニコチノイドの屋外での使用も禁止している

日本農業新聞 2018年5月15日

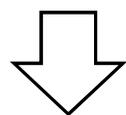


自家増殖（採種）一律禁止の
種苗法改定案を2020年通常国会
で3月上旬から審議

⇒審議されずに先送りに

今回の種苗法改定案では登録された品種は自家増殖一律禁止に

これまでは、登録品種および登録品種と明確に区別されない品種であっても、次作のためにコメ類、イチゴ、サトウキビ、イモ類、果樹類など自由に自家増殖(採種)が認められてきた。



登録された品種は、お金を払って許諾を得るか、もしくは一本ずつ苗を購入しなければならない。

違反した場合には懲役10年以下もしくは一千万円以下の罰金、法人（農業生産法人含む）は3億円以下の罰金、共謀罪の対象。

米国、EUなどでは、麦などの穀類、イモ類、繊維作物など、数多くの自家増殖自由の例外品目を設けている。

農水省の検討会資料

横田農場における種子の実績

種子確保の実績とコスト

- 自家採種 8 品種合計**6668.9kg** (H30産精品、歩留約80%)
(購入種子8品種合計400kg)
- 購入種子 (購入先JA) は500円~700円/kg、上記すべて購入すると、**350万~490万円**に。

検討会に出されなかった農水省のアンケート調査（抜粋1）

【登録品種について】

問11 自家増殖をしていますか。〈シングル回答〉

登録品種について、自家増殖している割合は52.2%で、植物分類別に見ると野菜が74.5%、次いで花き類で74.0%と、全体の割合よりも高くなっている。

自家増殖(N=360)

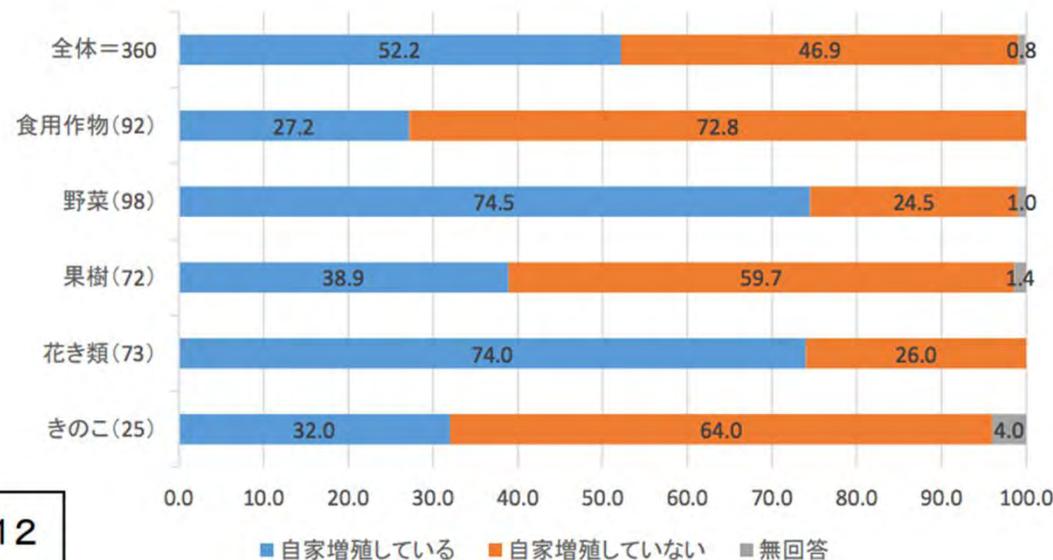


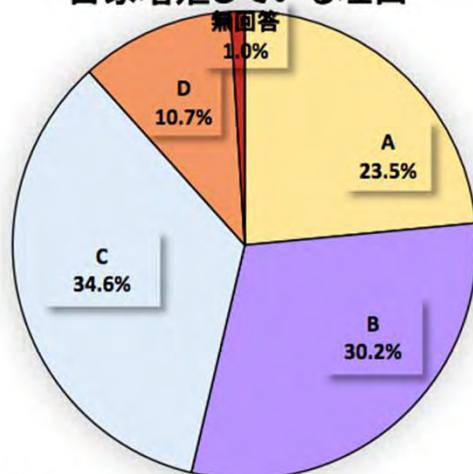
図 12

検討会に出されなかった農水省のアンケート調査（抜粋2）

問12 自家増殖している理由、または、自家増殖していない理由を教えてください。〈複数回答〉

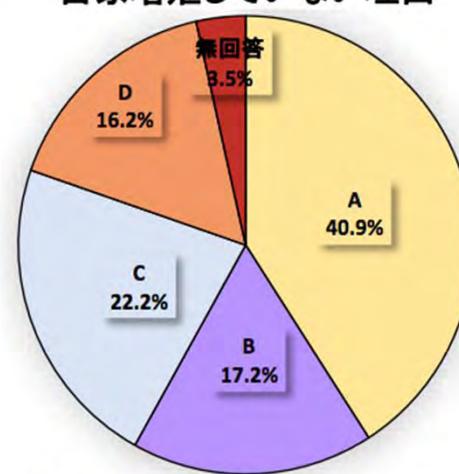
自家増殖をしていると理由として最も多かったのが「生産に必要な種苗の量を確保するため」で34.6%、次いで「種苗購入費を削減するため」で30.2%となっている。
自家増殖をしていない理由として最も多かったのが「自家増殖をする必要がないため」で40.9%、次いで「種苗が病気になったり、劣化したり等の問題が生じるため」で22.2%となっている。

自家増殖している理由



- A 従前から慣行として行っているため
- B 種苗購入費を削減するため
- C 生産に必要な種苗の量を確保するため
- D その他

自家増殖していない理由



- A 自家増殖をする必要がないため
- B 自家増殖が契約上制限されているため
- C 種苗が病気になったり、劣化したり等の問題が生じるため
- D その他

図 13

種苗法改定はシャインマスカット等の育種知見の海外流出を防ぐためと述べているが...①

- これまで日本が蓄積してきたコメ等の原種、原原種、優良品種の知見をすべて民間に提供することになっている。（2017年に成立した農業競争力強化支援法8条4項）
- 当時の国会での審議で齋藤農水副大臣は海外の事業者にも提供すると答弁している。
- 民間事業者による稲、麦類及び大豆の種子生産への参入が進むまでの間、種子の増殖に必要な栽培技術等の種子の生産に係る知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割を担う...
（「稲、麦類及び大豆の種子について」平成29年11月15日 農林水産事務次官通知）



農研機構および各都道府県は、国から優良な育種知見を民間に提供することを求められれば、法律にあるので断れなくなる。

種苗法改定はシャインマスカット等の育種知見の海外流出を防ぐためと述べているが...②

- 現行種苗法（2017年改正）でも、海外の流出は消費以外の目的をもって海外に輸出されることを禁止する旨明記されている。（21条4項）
- すでに山形県は2005年さくらんぼ紅秀峰のオーストラリアでの海外流出を防ぐために刑事告訴、税関への輸入差止め請求、民事損害賠償を提起して事実上の勝訴（和解）を得ている。
- 中国に対しても農水省は2006年、育種権を侵害された場合の刑事告訴損害賠償の手引書を発表している。（「中国における育成者権取得・権利侵害対策マニュアル」）
- 韓国に対してはユポフ条約91年加盟国なので、育種登録をすればより確実に権利保護ができる。
- あまおうについては、2015年に韓国で品種登録がなされているので流出ではない。（中国では2010年に品種登録）

種苗法改定では「登録品種は一般品種の10%にしかすぎないので農家には影響がない」と言っているが...

- 農水省のアンケート調査でも52.2%の農家が登録品種の自家採種をしている。
- コメの登録品種だけでも青森県は99%、北海道は80%、沖縄県のサトウキビは80%、栃木県のイチゴは83%など、各県の特産品種のほとんどが登録品種である。（印鑰さん調べ）
- 農家は自分の栽培している作物が登録品種であるのかそうでないのかわからないで栽培しているのが現状である。
- 現在ではすでに登録品種だけで8315種あり、エゴマで2種類、シソで7種、ウドで3種類サツマイモで65種登録されており、年間800種が農水省の20人の審査員のもとで新品種の登録がなされている。
- 種苗法改定では、これまで農水省が責任持って原則現地調査および試験栽培をしなければならなかったのが、農研機構に委託できることになるので、さらに新品種の登録が加速されるのでは。

重点作物での登録品種数の割合

北海道ばれいしょ	53%	岐阜県栗	50%
青森県リンゴ	29%	滋賀県小麦	71%
秋田県枝豆	71%	和歌山県ウメ	39%
山形県サクランボ	44%	福島県桃	71%
茨城県アスパラガス	69%	鳥取県大豆	83%
栃木県イチゴ	83%	岡山県ナシ	50%
群馬県レタス	50%	広島県その他カンキツ	64%
千葉県落花生	50%	香川県キウイフルーツ	71%
神奈川県トマト	57%	熊本県甘藷	50%
山梨県ブドウ	56%	鹿児島県お茶	44%
長野県そば	43%	沖縄県サトウキビ	90%

新品種を登録は企業しかできないのでは

- 新品種の登録は通常数年の期間と、数百万から数千万の費用を要するとされている（前農水省知財課長の話）。林ぶどう研究所でも新品種を登録するのに3000万円かかったと述べている。
- 野菜の種子も90%が海外で生産され、種子法廃止の時に農水省が奨励したコメの品種は既に三井化学のみつひかり、モンサントのとねのめぐみなどがある。
- 登録品種のうち、企業が登録している割合はおよそ6割だが、個人名で登録されていても、今回の種苗法改定で組織、企業などが権利を有することができるとなっている。

伝統的な固定種を有機栽培している農家も安心はできない

- ナメコ茸の栽培農家が企業から育成者権の権利を侵害しているとして訴えられたが、裁判では現物を比較してみなければわからないとして企業が敗訴した。（2015年6月24日高裁判決）
- 今回の種苗法改定では現物の試験栽培を必要とせずに、特徴を記載した特性表だけで裁判で勝てるようにしている。（種苗法改定案第35条2.3）
- 一般品種から新品種として登録されることはないと農水省は述べているが、一般品種とされている伝統的な品種から優良なものを選別して固定したものを品種登録しているのが現状である。
（例：黒千石大豆“竜系3号”）

米国、カナダも主要穀物については 農家は公共品種、自家採種が主流

- 米国では小麦の種子の3分の2が自家採種で、種子を購入する場合、カンザス州立大学、テキサス農業試験場で生産・認証された公共品種を購入・栽培している。
- カナダでは、80%が自家採種で残り20%は公共種子。大部分が農務省、大学等研究機関が増殖する「公共品種」を栽培している。
- 豪国の小麦は、認証品種の割合は5%で、残り95%は自家採種して栽培している。
- 日本も種子法は廃止されたが、政府は種苗法の公示を厳格にすることで品質を守ると説明、本来種苗法は、農家を守るのではなく特許権者のためのもので言い訳に過ぎない。
- 日本も欧米並みに公共品種を守る新たな法律が必要である。

小農民と農民の種子の権利は日本も批准した食料農業植物遺伝資源条約で守られている

d) 自家採種の種苗を保存、利用、交換、販売する権利

3.国は、種子の権利を尊重、保護、実現し、国内法において認めなければならない。

4. (省略)

5.国は、小農民が自らの種子、(中略)種について決定する権利を認めなければならない。

政府はUPOV条約で育種権者の権利が認められているからヨーロッパ並みに原則自家採種を禁止すると述べるが、同条約権では合理的な範囲で育成者権者の権利を制限できるとなっている。

種子法廃止、農業競争力強化支援法 に対して私たちは何ができるのか

種子条例と同様に、各都道府県が種苗条例を成立させて対抗する。

①国から法律に基づいて各都道府県の優良な育種知見の提供を求められた場合に備えて、条例で優良な育種知見を提供するについての制限を設けることができる。

(例) 各都道府県の県議会での承認を必要とする

②各都道府県の伝統的な多様な品種を発掘調査して、保存・管理し、農家に無償で貸出しする。

(例) 広島県のジーンバンクのような制度を条例で設ける

③遺伝子組換え、ゲノム編集の種子の栽培について厳しい制限を設ける。

(例) 今治市の食と農のまちづくり条例、北海道の遺伝子組換え農産物に関する条例など

地方から日本を変える

- 種子法が廃止されても、種子法に代わる各道県の条例が既に19制定されていて、かつパブコメ又は知事が制定を表明した県を合わせると25に上る。
- 憲法、地方自治法、地方分権一括法では国と地方自治体は同格であり、法律に反しない限り地方自治体はどのような条例でも作ることができる。
- 法律に反しているか否かの第一義的な判断権は地方自治体が有する。例えば泉佐野市のふるさと納税に対する総務省の通知に対して裁判で争い、泉佐野市が勝訴したように。表現の不自由展で県が訴えて事実上勝訴したように。

国会で野党が提案した種子法廃止、農業競争力強化支援法 8 条 4 項の削除について、自民党が審議に応じている。

種子条例制定状況

<条例制定済み> 21 道県

- 2018年4月1日施行：●**兵庫県**「主要農作物種子生産条例」、●**新潟県**「主要農作物種子条例」、●**埼玉県**「主要農作物種子条例」
- 2018年10月16日施行：●**山形県**「主要農作物種子条例」
- 2019年1月1日施行：●**富山県**「主要農作物種子生産条例」
- 2019年4月1日施行：●**北海道**「主要農産物等の種子の生産に関する条例」、●**岐阜県**「主要農作物種子条例」
- 福井県**「主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例」、●**宮崎県**「主要農作物等種子生産条例」
- 2019年7月4日施行：●**鳥取県**「鳥取県農作物種子条例」
- 2020年12月20日施行：●**熊本県**「熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例」
- 2020年4月施行：●**長野県**「長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例案」
- 宮城県**「宮城県主要農作物種子条例」
- 栃木県**「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」
- 茨城県**「茨城県主要農作物等種子条例」
- 愛知県**「主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例」
- 石川県**「石川県主要農作物種子条例」
- 鹿児島県**「鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例」
- 群馬県**「群馬県主要農作物種子条例」
- 広島県**「広島県主要農作物等種子条例」
- 三重県**「三重県主要農作物種子条例」

<県議会や県が条例案を準備中>

- 岩手県**・・・2019年3月市民団体提出の条例制定を求める請願を採択。
- 島根県**・・・2019年9月定例会で知事が明言した検討会を3回実施。条例案の骨子をまとめる。
- 千葉県**・・・2020年4月17日～5月16日パブコメ実施済み

<知事が条例制定を明言>

- 滋賀県**・・・2019年2月定例会で表明。

<市民団体や自治体議員による動き・働きかけ>

- 福岡県**・・・市民団体、県議を中心に勉強会実施、市町村に県への条例制定を求める意見書提出の請願など。
- 高知県**・・・「こうち食と農を考える会」発足、署名活動を実施。
- 沖縄県**・・・「生物多様性種子条例」を求める会発足、署名活動、各地での学習会開催など。
- 徳島県**・・・2019年10月「種子を守る会・徳島」発足。

<個人会員による地元市町村議会へ働きかけ>

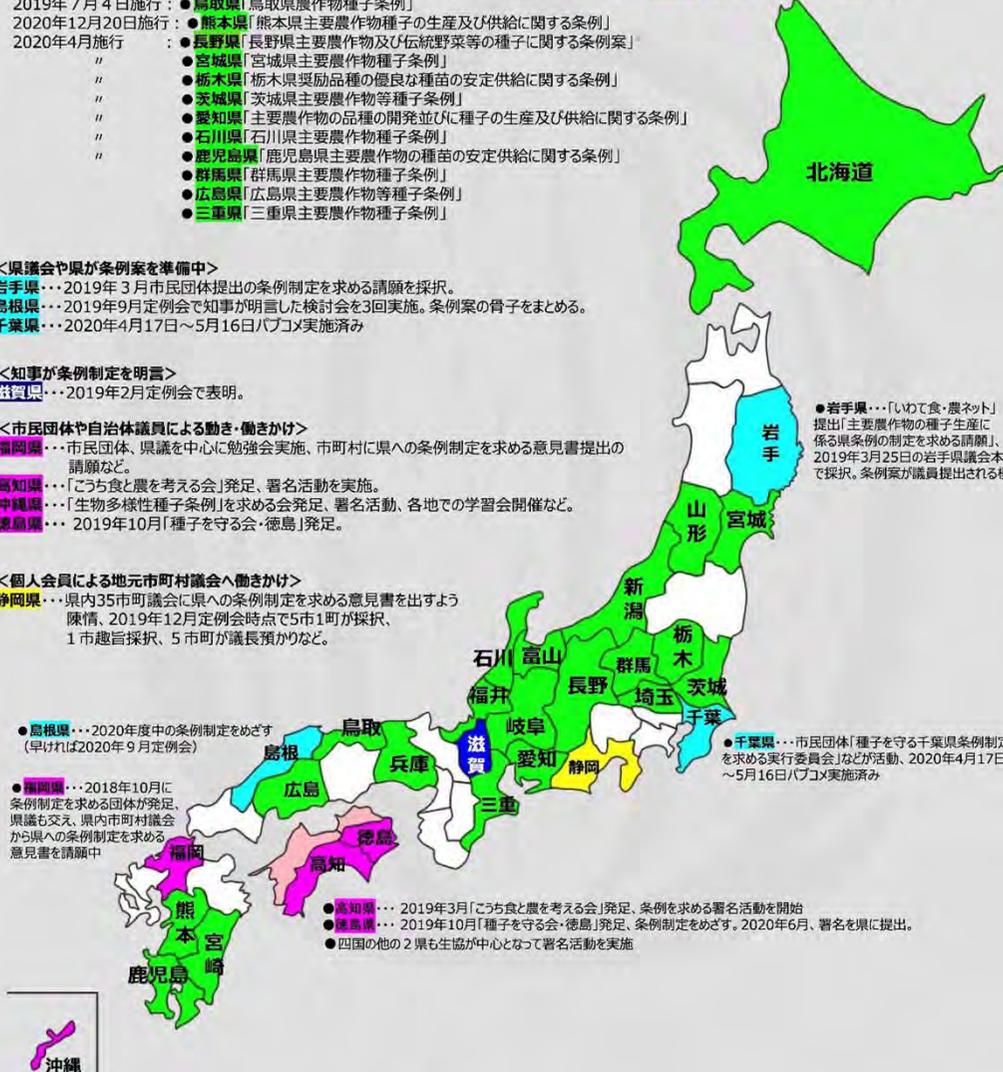
- 静岡県**・・・県内35市町議会に県への条例制定を求める意見書を出すよう陳情、2019年12月定例会時点で5市1町が採択、1市趣旨採択、5市町が議長預かりなど。

- 島根県**・・・2020年度中の条例制定をめざす（早ければ2020年9月定例会）

- 福岡県**・・・2018年10月に条例制定を求める団体が発足、県議も交え、県内市町村議会から県への条例制定を求める意見書を請願中

- 高知県**・・・2019年3月「こうち食と農を考える会」発足、条例を求める署名活動を開始
- 徳島県**・・・2019年10月「種子を守る会・徳島」発足、条例制定をめざす。2020年6月、署名を県に提出。
- 四国の他の2県も生協が中心となって署名活動を実施

- 沖縄県**・・・「生物多様性種子条例」を求める会発足、条例を求める署名活動中



●**岩手県**・・・「いむて食・農ネット」提出「主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める請願」、2019年3月25日の岩手県議会本会議で採択。条例案が議員提出される模様

●**千葉県**・・・市民団体「種子を守る千葉県条例制定を求める実行委員会」などが活動、2020年4月17日～5月16日パブコメ実施済み

スイス



【参考】日本農業過保護論の虚構

表1 主要国の農業所得に占める補助金の割合

	2012年	2013年
日本	38.2	39.1
米国	42.5	35.2
	<23.2>	<19.8>
スイス	112.5	104.8
フランス	65.0	94.7
ドイツ	72.9	69.7
英国	81.9	90.5

資料:日本は農業経営統計調査から鈴木宣弘が計算、米国は磯田宏九州大学准教授、スイスは飯國芳明高知大学教授、EU諸国は石井圭一東北大学准教授による試算値。注:補助金を含む農業所得に対する補助金の割合。米国は農産物価格高騰による補助金支払いの減少に伴う数値の低下に留意する必要がある。米国の<>内は国内食料支援部分を含まない場合。100を超えるのは補助金なしでは所得がマイナスであることを示す。スイスは直接支払いのみを計上。

東京大学 鈴木宣弘教授

『農業競争力強化ではなく弱体化法案である』より引用

ヨーロッパ型の農業は 収入の8割を国の助成金で賄う

日本は国として、次の項目を達成しなければならない

- ①食糧自給率の達成
- ②食の安全を守る
- ③国境、国土の環境保全

➡ ヨーロッパ各国が農家収入の6割～9割を国の助成金で賄われている。

日本も戸別所得補償が必要

⇒弱肉強食の市場競争ではなく、スイスでは卵1個80円、カナダでは牛乳1リットル300円で売られている。

日本も農協と生協の制度的な連携による流通制度が必要